

議会だより

Vol.
171
2012.8

6月の
定例会

2 個人線量計を各世帯に

4 こんなことが決まりました
原子力発電所等に関する特別委員会を設置

6 スバリ!! 町政を問う
7議員が質問

15 特集

福島第一原発・第三原発を現地調査

16 全員協議会

原発事故に関する内容を協議

19 ふるさどにはいつ戻れるのか
応急仮設住宅自治会と議員との懇談

〔明るく・元気良く(富岡小学生・水泳授業)〕

を各世帯に



6月19日から21日までの3日間の会期で開催した6月定例会は、多くの傍聴者のもと、郡山市立大槻公民館大槻分室において開催されました。今定例会では、議員が提案した原子力発電所等に関する特別委員会の設置や議会議員報酬の20%削減等の5議案と、町長が提出した一般会計並びに特別会計補正予算等の14議案を慎重に審議し、全て原案のとおり可決されました。

また、一般質問では7議員が登壇し、当面する行政の問題点などを問いただきました。

6月
定例会を
開催

個人線量計

動産の取得同意案件

各世帯に1台ずつ

個人線量計を配布

町は国に対し、原発事故に関する損害賠償を公平公正に取り扱う『賠償の一律化』を強く要望しており、未だ警戒区域の見直し等について協議する段階に至っていません。

避難生活の上で健康に影響を及ぼす放射線の不安を払拭するため、更には、国との協議結果次第では警戒区域が解除され、町民が自由に自宅等に行き来できることを想定し、全世帯に配付する7100台、契約金額2億8329万円の個人線量計を購入する契約に同意しました。



この案件については、議員らが各世帯に1台ずつ早期に支給するよう平成23年12月定例会で要望した事項であり、今般購入する個人線量計は、既に貸出用として購入した線量計と同機種で毎時1マイクロシーベルト以下の単位まで数値化されるものです。

(全会一致・原案可決)

条例の制定及び改正

仮設自治会長等に
報酬を支給

仮設住宅に居住する方々の意見集約や困りごと相談など、避難における共同生活の中で行政的役割を仮設住宅自治会長が担っていることから、仮設住宅自治会長へ報酬を支払うことに決定しました。また、県内外の借り上げ住宅等に避難をしている町民のコミュニケーションを支援するため、「復興支援員」と「地域復興支援員」を新たに設置することを決定しました。

なお、避難先での行政区長等の業務に限りがあることから、「行政区戸数割」や「班長均等割」は当分の間支給しません。

(全会一致・原案可決)

富岡町の12応急仮設住宅自治会

市町村名	仮設自治会名称
郡山市	南一丁目応急仮設住宅自治会
	緑ヶ丘東七丁目応急仮設住宅自治会
	富田町若宮前応急仮設住宅自治会
三春町	熊耳応急仮設住宅自治会
	平沢応急仮設住宅自治会
	もみじ山応急仮設住宅自治会
	三春の里応急仮設住宅自治会
	沢石応急仮設住宅自治会
	柴原萩久保応急仮設住宅自治会
大玉村	安達太良応急仮設住宅自治会
いわき市	好間町応急仮設住宅自治会
	泉玉露応急仮設住宅自治会

行政区長等の報酬額

役職	年額	報酬額		備考
		均等割	戸数割	
区長	年額	均等割	106,000円	未支給
		戸数割	700円	
副区長	年額	均等割	52,000円	未支給
		戸数割	320円	
班長	年額	均等割	17,000円	未支給
		戸数割	1,400円	
仮設住宅自治会長	年額		120,000円	
復興支援員	主任	月額	240,000円	
	専任	月額	200,000円	
地域復興支援員	年額		120,000円	

◎「復興支援員」と「地域復興支援員」とは

いずれも町が任命する行政連絡員で、県内外を問わず、サロン運営や住民活動の支援を専門的に行なう方を「復興支援員」、広域的な地域に避難されている住民の方々のとりまとめなど、中心的役割を担っていただく方を「地域復興支援員」と定めています。

こんなことが

決まりました

原子力発電所等 に関する 特別委員会を設置

原子力発電所に関する全ての事項を特化して調査及び審査を行なうため、議長を除く全議員を構成員とする特別委員会を設置しました。今後、本特別委員会においては、町復興計画の審議や災害対策業務等の調査も行ないます。直ちに開催された本特別委員会で、委員長に渡辺英博議員を、副委員長に安藤正純議員をそれぞれ選任しました。
(全会一致・原案可決)

議員報酬を20%削減

町議会は、東日本大震災による特例措置として、議員報酬を平成25年3月31日まで20%削減することに決定しました。これにより年間約616万の経費削減になります。
(全会一致・原案可決)

(単位：円/月)

	議長	副議長	議員
現行額	308,000	259,000	238,000
減額後	246,400	207,200	190,400

議員の月額報酬を見直し

議員が死亡した場合を除き、退職したときはその日までの報酬を支給する「日割り報酬」と、禁固以上の刑に処せられた者に期末手当を支給しない「期末手当支給の制限」を決定しました。
(全会一致・原案可決)

町長が専決処分 できる項目を指定

「福島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減や名称変更、規約の変更に関すること」を町長が専決処分できるよう指定しました。
(全会一致・原案可決)

議員派遣を決定

避難生活を余儀なくされている町民より東日本大震災及び原子力発電所事故に対する要望や要求を広く聴取し、今後の議会活動に資するため、各応急仮設住宅自治会と議会との意見交換会を開催することに決しました。

また、平成24年7月4日に東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所を視察し、放射線管理対策等について調査を行なうこととしました。

報告

前年度予算を繰り越す

養護老人ホーム建設整備調査設計委託料や町災害復興計画策定事業などに係る予算を前年度予算から今年度予算へ繰り越しました。

事業名称	繰越金額
老人ホーム建設整備事業費	1,900万円
災害復興計画策定事業	751万2千円
緑の分権改革調査事業	4,773万円
システム管理運営費	3億1,621万円
防災事務諸経費	527万1千円

条例の一部改正

町議会常任委員会の所管事務

常任委員会における所管課等の見直しを行ないました。

双葉地区学校結核策定委員会 委員会共同設置規約

双葉地区学校結核策定委員会が設置されている浪江町教育委員会事務局組織の見直しに伴い、規約の一部を改正しました。

外国人の印鑑登録

住民基本台帳法の一部改正に

伴い、非漢字圏の外国人の方が印鑑登録する場合、カタカナまたはその一部を組み合わせた印鑑を登録することができると町印鑑条例の一部を改正しました。

町税条例

地方税法の一部改正等上位法の改正に伴い、町民税の申告手続きの簡素化や東日本大震災に係る雑損控除額等の特例措置などの町税条例の一部を改正しました。

◎雑損控除とは

災害によって資産に損害を受けた場合には、一定の金額の所得控除を受けることができ、これを雑損控除といいます。震災によりご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けた方が、被害を受けた住宅や家財、車両の損失額を雑損控除に適用する措置が追加されました。

福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更

住民基本台帳法の一部改正に伴い、広域連合を構成する市町村からの共通経費

負担金の算定基準を変更しました。

人事案件

監査委員を選任

議会選出の監査委員に高野泰 議員を選出する議案が提出され、投票の結果、賛成多数で同氏の選任に同意しました。

推薦

農業委員会委員3人を推薦

任期満了による農業委員会委員の改選に伴い、議会より選任委員3人を推薦しました。



原田紀衣子さん
(駅前行政区)



佐藤 邦子さん
(新夜ノ森行政区)

塚野芳美さん(議会議員)

予算

一般会計予算を増額補正

放射線線量計の購入やその配送費用等を含めた3億9724万3千円の増額補正を平成24年5月11日に専決処分をした旨の報告を受け、それを承認しました。また、今定例会では、広域自治会運営にかかる諸経費や小中学生を対象にした「再会の集い事業」等の1億6222万2千円を増額し、総額76億629万5千円になる平成24年度一般会計の補正予算を原案のとおり可決しました。
(全会一致・原案可決)

特別会計補正予算

介護保険事業特別会計に147万2千円を、仮設診療所特別会計に155万2千円をそれぞれ増額した補正予算を原案のとおり可決しました。
(全会一致・原案可決)



仮設診療所特別会計

問 仮設診療所へ通院する際、交通事故にあわないよう車輛運転に対する注意喚起、或いは仮設診療所までの移動手段を検討しては。また、新たな仮設診療所の開設を検討しては。

答 健康福祉課長 仮設診療所は3人の町医者が勤めており、主治医を頼って三春町など遠方から来る町民もいます。今後、遠方からの仮設診療所通院者数を確認するとともに、注意喚起を行ないます。なお、郡山市などでは医療機関が十分に整っていることから、新たな診療所を設ける計画はありません。

(単位：千円)

会計別	当初予算額	補正額	補正後の 予算額	
一般会計	7,046,830	162,222	7,606,295	
特別会計	国民健康保険	1,657,187		1,657,187
	公設地方卸売市場	23		23
	蛇谷須特環下水道	13,933		13,933
	公共下水道	585,939		585,939
	農業集落排水	80,569		80,569
	曲田土地区画整理	21,357		21,357
	介護保険	1,154,295	1,472	1,155,767
	後期高齢者医療	103,552		103,552
	仮設診療所	59,066	1,552	60,618
	介護サービス事業	3,535		3,535
小計	3,679,456	3,024	3,682,480	
合計	10,726,286	165,246	11,288,775	



ズバリ!!

町政を問う

6月定例会の一般質問に7議員が登壇し、町の対応や考えなどを問いました。
この紙面では、質問した順に質疑応答の要点をお知らせいたします。

1 三瓶 一郎 議員 …… 7

2 安藤 正純 議員 …… 8

- 1. 除染後、住民が帰還するための条件について
- 2. 仮設住宅自治会長に対する報酬について

3 遠藤 一善 議員 …… 9

- 1. 双葉地区教育構想の今後の進め方について
- 2. 災害復興住宅について

4 渡辺 光夫 議員 …… 10

- 1. 命と暮らしを大切にしたい健康推進について
- 2. 財物の賠償について
- 3. 教育とふるさと再生について
- 4. 雇用創出について
- 5. 人口動態の変化に応じた町づくりについて

5 早川 恒久 議員 …… 11

- 1. 高齢者の健康管理について
- 2. 中小企業支援事業について

6 宇佐神幸一 議員 …… 12

- 1. 避難されている富岡住民の支援について
- 2. 富岡町住民の心身健康管理について

7 山本 育男 議員 …… 13

- 1. 家屋・庭の対策について
- 2. 被災証明・罹災証明について
- 3. 町民の健康について



三瓶 一郎 議員

問 除染と賠償の優先順位は？

答 納得のいく賠償を最優先

問 今後、本格的な除染作業が除染モデル実証事業の結果を踏まえて行なわれるが、未だ除染作業の開始時期が国より明示されていない。また、財物等に関する賠償についても同様である。

答 町はどちらの課題を優先して取り組むのか。

町長 国は再編された避難指示区域ごとに財物をはじめ精神的損害を提示しました。しかし、提示された内容では、今後の復興に向けた施策への取り組みや住民との合意形成、生活再建で大きな障害となることが想定されます。

町は「賠償なくして前進なし」の気持ちを持って、公平で納得のいく賠償を最優先課題として取り組みます。

問 「仮の町」はどのように町内外で検討

問 現段階において「仮の町」は自治法上問題があること、更には、受入自治体との協議を要することになるが。

町長 東日本大震災及び原発事故により、これまで培ってきた町が失われつつあります。町災害復興計画素案では、町民が安心して生活できる環境を町外に整える施策を掲げ、候補地として郡山市やいわき市周辺を検討しています。

今後、町民の意向を確認しながら候補地を選定するとともに、双葉郡内の他町村と連携を図りながら、実現に向けて国や県に強く要望します。

問 町内の低線量地区に町行政機能を設置しては。

町長 町の復旧復興を図るためには、比較的放射線量が低い地域に帰町の基盤となる拠点を設ける必要があります。

生活拠点地域に災害公営住宅を建設しますが、町民の意向を確認しながら町内に一箇所又は複数箇所を設けることを検討します。

問 双葉郡内町村に一致団結を働きかける

問 双葉郡内町村の要望・要求内容を集約し、各町村長と議会が一体となって国や東京電力へ申し伝えることが望ましいと考える。町長には、積極的に他町村に働きかけるよう努めてもらいたい。

町長 双葉郡全体の再生復興のためには、双葉郡が一

致団結して国や東京電力に真摯なる対応を求めることが必要です。

今後、他町村に働きかけ、双葉郡内町村が一枚岩となって国や東京電力に対し強く要求を続けますので、町議会も協力をお願いします。

◇当面帰町できない町民の生活を再建する◇

長期にわたり富岡町外での一時居住を余儀なくされている町民に対して、生活拠点を町外に整備するとともに、居住先での生活の不便の軽減や不安感の解消を図ります。

富岡町サテライト計画 ～3つの富岡づくり～

さまざまな地域に分散して生活している町民のみなさんに、今後可能な限り3つの地域(3つの富岡)に集合し生活していただく計画です。それぞれの地域には災害公営住宅をはじめ必要な施設を建設し、その地域が自宅等に帰還するまでの生活拠点となるものです。

- 「さくら富岡」 富岡町内等の低線量地区(目標：平成28年度)
- 「つつじ富岡」 いわき市内の居住地(目標：平成26年度)
- 「せきいれ富岡」 郡山市内の居住地(目標：平成26年度)

※富岡町災害復興計画(第一次)素案より一部抜粋しています。
※本計画では「仮の町」構想を「富岡町サテライト計画」としてしています。



安藤 正純 議員

問

住民が帰還する条件を示せ!

答

年間1ミリシーベルト以下で帰還する

問 住民が安心してふるさとに戻れるよう帰町宣言の条件に次の2項目をいれるべきでは。

一、年間積算放射線量を1ミリシーベルト、毎時0・15マイクロシーベルト以下とすること

二、水や土壌を毎年検査し、飲料水と農作物から検出される放射線量が、国で定めた基準値以下であること

答 町長 平成24年6月9日に行なわれた国と県、双葉郡町村長会議で、町は年間1ミリシーベルトにならなければ帰還しないと発言しました。帰町宣言前には、本格的除染やライフラインの復旧、健康管理上の水の確保、土壌調査等の条件整備のため、一部の行政機関が戻って事業を展開し、町民が安全で、安心して帰町できる環境を国、県、町等が一丸となって整備していくこととなります。

具体的には、大気中の放射線量は年間1ミリシーベルト以下で、時間当たり0・23マイクロシーベルト以下とします。飲料水は、1キログラム当たり10ベクレル以下が確保

できること、また、土壌は、国や県、市町村を含めた放射線汚染農地での栽培試験等の結果を踏まえて、農作物から検出される放射性物質が現在の基準を満たすことも判断材料として帰町を考えます。

問 全損賠償を求めていく姿勢を貫くため、「5年間は帰町宣言をしない」とどの区域にかかわらず5年間は戻らない」という考えに変わりはないか。

答 町長 今後、財物賠償の算定基準が課題となりますが、町が主張する「全損扱い」に変化はありません。

問 大気中の放射線量が年間1ミリシーベルト以下の時点で、町は帰町宣言をするのか。

答 町長 大気中の放射線量は、国際放射線防護委員会(ICRP)が1ミリシーベルトを目標とすることを明らかにし、国もその基準を尊重しています。

これは当然のことであり、町の主張と一致します。

仮設住宅自治会長に報酬を支給する

問 仮設住宅住民の世話をしている自治会長に対し、町は行政区長と同等の報酬を支払うべきでは。

答 町長 仮設住宅自治会は、仮設住宅内での独自のルールづくりやコミュニティ育成等により孤独死を防ぐことなど住民相互の関係、生活環境

を向上することを目的として自治会が結成されました。

しかし、避難生活が続き、仮設住宅近隣の行政区との調整や居住する町民の意見集約、困りごと相談など従来の行政区長と異なる行政的役割が求められていることから、報酬を支払います。



樹木の除染モデル実証事業状況(夜の森地区)



遠藤 一善 議員

問

双葉地区教育構想を早く本来の形に!

答

早い時期に本来の形に戻るよう整備

問 町は、本町の中学校と県立富岡高校が連携した中高一貫教育を双葉地区教育構想に基づいて実施し、数々の実績を残してきた。震災以降、富岡高校は4つのサテライト校に分散して学校運営を行なっていることから、本町の中学生もサテライト高校に係属する別の中学校へ区域外就学を行なっており、我が町の中学生として活動できない状況である。早急に本来の双葉地区教育構想の形に戻すべきと考えるが。

答 町長 本教育構想の推進母体である福島県教育庁及び富岡高校と協議をしながら、できるだけ早い時期に本来の形に戻るよう条件整備を強く働きかけ、富岡高校との連携継続、充実に全力で取り組みます。

問 富岡高校に在学している現3年生が卒業する1年後は、本町と関係が薄い新しい生徒が入学することになる。

また、入学を希望する生徒がいなければ高校そのものを失うことになる。分散したサテライト校を元に戻す対策を講じては。

答 町長 今のところ、本町で県立高校を再構築する目的は立っていませんが、南双地域に仮設となる校舎や寮を建設するなど関係部署と協議を始めており、不自由な学校生活が長引かないよう努力します。

問 双葉地区教育構想の目的は、さまざまな分野で世界を舞台に活躍できる人材育成を目指すことであり、良き環境・良きプログラムを行なえば、避難した小中学生が少なからずともまた戻ってくると思う。環境整備とプログラムの見直しを含めた双葉地区教育構想第2次計画を取り組むよう県に要請しては。

答 町長 双葉地区教育構想は、双葉郡全体の子どもたちに対して刺激を与えるなどの相乗効果があり、着実に実績をあげ限りなく発展していく途上でした。

再度、双葉郡全体の子供たちの夢を描き、再構築することが我々の使命であると認識しており、既に関係部署には相談をしていますが、引き続き、県知事部局や県教育庁、関係機関等と連携を図ります。

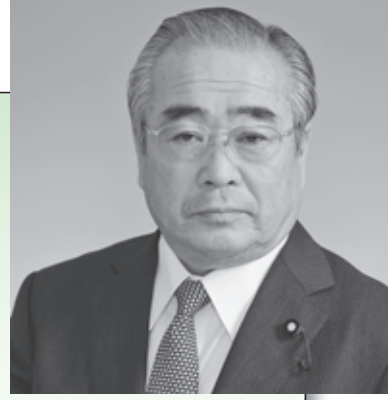


町民の皆さんが応援しています

問 県営の災害復興住宅の建設を一日も早い建設整備を県へ要請

問 町災害復興計画の第1次素案で示す「サテライト計画」では、災害復興住宅建設に数年を要してしまう。できるだけ早く住民が安心して生活できるよう、県へ高齢者対応の県営災害復興住宅の建設を要請しては。

答 町長 町は県に対し、管理運営も含めた災害公営住宅の建設整備を一日も早く進めるよう再三要望しています。特に、建設に当たる用地の確保については、受け入れ市町村の協力が必要であることから、国や県と連携を図りながら進めていきます。



渡辺 光夫 議員

問

健康管理手帳の発行を!

答

国県へ強く要望

問 生涯に渡つての個人の健康管理を万全に期すため「原発健康管理手帳(仮称)」を発行しては。

答 町長 被災者にとって放射線被ばくに対する健康不安は生涯消し去れないものであり、避難先においても適正か

問 現状に見合った賠償を 答 国に納得のいく賠償基準を求める

問 避難先で新たに土地や家屋を再取得し生活再建を行なうためには、現状に見合った賠償を求めるべきではないか。

答 町長 これまでの国との協議では、新築時点の固定資産評価額に補正係数をかけて新築価格に引き上げ、そこから公共用地取用と同程度の耐用年数で経過年数分の減価償却を行ない、外構や庭木など

も含めた価格を上乗せし算定する案が示されています。町は、この算定方法を検証するとともに、他の算定方法等も調査しながら、納得のいく賠償基準になるよう国と協議をします。

また、「財物の全損扱い」精神的損害5年分一括賠償600万円」を強く求めます。

問 町独自の雇用創出対策を 答 商工会等関係機関と協力し行なう

問 国県の補助を受けた事業以外に、町独自の雇用創出対策を講じては。

答 町長 再開を目指す事業者の個々のニーズを把握しきれない状態ですが、県及び商

工会等関係機関と協力し情報の発信等に努め支援します。また、農地の有効活用は農地法による制限がありますので、個別での相談・対応を行います。

問 子どもたちへの教育は 答 郷土愛を育む

問 避難により社会教育や家庭教育が行き届かない状況である今、子ども達に対する教育をどのように取り組むのか。

答 教育長 子ども達とのつながりの継続とふるさとを思う教育の必要性は大切であり、「卒業生へのお祝いメッセージ」や「再会の集い」を今年度も実施します。

子ども達がふるさと富岡を思う心を大切にするために、町の歴史や文化を継承する教育の充実を図るよう努めます。

問 人口動態に応じた町づくりを 答 町民との協働による町づくりを進める

問 町民の流出及び自然減に伴い、働く者が減り、一方で支援を必要とする方々が増えると想定される。人口動態に応じた町づくりをどのように考えるか。

答 町長 町は災害復興計画素案で「安心して帰りたいくなる環境を整える」「安全・安心で新たな魅力を備えたふるさと富岡をかたちづくる」「当面

建する」の3点を基本理念として掲げ、震災前以上に新たな魅力を備えたふるさと富岡を復興していく考えです。将来を担う子ども達や若者が戻りたくなるような町づくりを遂げるため、町民との協働による町づくりを周辺町村と連携し、地域活性化を図りたいと考えています。



昨年開催した「再会の集い」



早川 恒久 議員

問 高齢者の支援体制は？

答 見守り活動の充実を図る

問 借り上げ住宅に入居している高齢者や若い世代でも長期間の避難生活で精神的な苦痛により引きこもりが増加している現状であるが、町はサポートをしているのか。

答 町長 借り上げ住宅に居住する高齢者への支援は、避難者の集中する郡山市やいわき市に居住する70歳以上の高齢者全員の家庭訪問が終了し、今後は継続した訪問が必要と判断された方について再訪問を行うこととなっています。避難生活の長期化に伴い、町民の心のケアや孤立死の防止を目的とした見守り活動の一層の充実、特に借り上げ住宅における見守り活動の必要性を痛感していますので、今後、見守り活動の充実を図ります。

問 民生委員の活動再開の予定は。

答 健康福祉課長 民生委員の方々も県内外に避難していたため、民生委員活動を行うことが困難な状況でしたが、1年が経過し、生活が少し落ちついてきたことから、今年度に再活動について検討します。

問 生活支援相談員の増員を県に要望し、支援体制の強化を図っては。

答 健康福祉課長 生活支援相談員は社会福祉協議会が担っています。増員については町も強く要望します。

問 町は町民の健康管理や生活状況を把握すべきであると考えますが、健康に関するアンケート調査を行なうのか。

答 健康福祉課長 調査項目等のアンケート内容を精査しながら進めます。

問 特別養護老人ホームの建設予定はあるか。

答 町長 要介護認定者が増加しており、再開を求める声が大きく、早期再開の必要性を痛感していますが、再開には建設する場所や規模、管理運営等多くの課題があります。

今後、課題を解決し、特別養護老人ホーム建設を町民の福祉対策として町復興計画に位置づけ検討します。

また、国の責任で広域的な施設の建設を要望します。

問 中小企業の再開支援は 答 国県に強く要望

問 営業再開を希望する企業への支援は。

答 町長 中小企業基盤整備機構で仮設工場や仮設店舗を整備し、早期の事業再開を希望する企業等に原則無料で貸し出しをする仮設施設整備事業を当町においても活用を図っていますが、新規で利用できる公共用地等の空き地が見つからない状況です。

今後、避難先においての用地確保の問題を解消し、事業の活用が図られるよう努力します。

問 過大な債務を負っている企業の事業再生に新規資金調達が困難となる二重債務問題についての考えは。

答 町長 金融機関等が有する債権の買い取り等を通じて、元利金の返済を一定期間棚上げすることにより財務内容を改善し、金融機関から新たな資金調達ができるようにすることを目的とする株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が設立され、業務を開始し

ております。今後、商工会とも連携しながら説明会などを開催し、制度の周知を図っていきます。

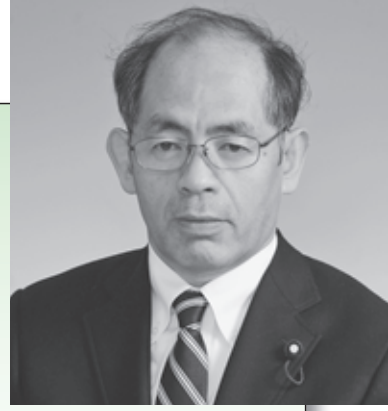
問 原発の被災事業所向けの特別枠の補助金や助成制度が必要では。

答 町長 過般の国会で成立しました福島再生復興特別措置法の中にも特別枠補助金等の支援内容が恐らく含まれていると思います。

県と良く協議し、立ち上げの原資や今後の再建に対する支援についても協議します。



四倉中核工業団地内仮設工場



宇佐神 幸一 議員

問

借上げ住宅居住者への対応は？

答

コミュニティの醸成を支援

問 町は応急仮設住宅以外の町民の所在を把握しているか。

答 町長 平成24年6月1日現在において、県内に1万805人、県外に4846人が避難しており、99・91%の確認率です。避難先不明者については、今後も、町広報紙やホームページ等で避難先を届け出るよう周知します。

問 仮設住宅や借上住宅に係らず、全町民に対する支援策はあるのか。

答 町長 町民は全国各地広範囲に避難しており、支援業務はかなり厳しく、特に、借り上げ住宅者に対する情報が少ないとの不満や意見が多く寄せられています。

町はタブレット型情報端末機の配付し、町のお知らせ情報一覧や本町内に設置したライブカメラの映像視聴などを予定し、情報提供等の支援を行ないます。

問 各自治会等の活動を把握しているか。

答 町長 新たな団体の設立の動きがあるなど把握しきれないこともあり、各自治会等

の活動内容の把握状況に差があるのが実態です。今後、実態の把握に努めるとともに、各自治会等において町民間の絆を維持し、コミュニティを醸成できるように必要な支援を行ないます。

問 町民の就業状況を把握しているのか。また、支援対策は講じているのか。

答 町長 震災後、詳しく調査をしていないため十分に把握していません。今後行なう町民を対象としたアンケート調査にて就労状況の把握に努めていきます。

また、就労支援として、訓練受講プログラムの活用などハローワークと連携し、就労意欲を持ち雇用に結びつこう取り組むとともに、求人情報の発信を努めます。

問 絆カフェ等の現状と運営をどのように進めるのか。

答 町長 運営形態はそれぞれ異なりますが、絆カフェは福島市と郡山市に開設、いわき市にも開設する予定です。絆カフェでは、定期的な健康診断や賠償関係の窓口開設、

各種生涯学習講座などを開催し、多くの方々が利用しています。今後の運営は、支援いただき

問 心身の健康管理は

答 関係機関と連携をとり健康管理に努める

問 町民における心身の健康管理はどのように進めているのか。特に、高齢者の引きこもり等の実態を把握しているのか。

答 町長 町嘱託職員や社会協議会の生活支援相談員などにより、健康サロンの開催や家庭訪問、必要に応じて医療機関の紹介を行なっています。また、借上げ住宅については、県保健師による世帯健康調査を実施しています。

高齢者の引きこもりの実態把握は、仮設住宅においては見守り活動によりある程度把握することが可能ですが、借上げ住宅は決め細やかな訪問ができず、まだまだ把握できていません。また、引きこもりの原因も心身の不調、地理への不安など様々であり、内容を把握仕切れない状況です。今後、関係機関と連携を図りながら高齢者に係わらず、引きこもりの状態である方の

けるものは活用しつつ、不足する場合は町で補いながら拠点の確保と活動を行ないます。

把握や支援の充実を図ります。



いわき絆サロン(仮称)予定地



山本 育男 議員

問 家屋・庭の保全対策を!

答 「一時立ち入り実施計画」の再考を要望

問 害獣・害虫の駆除と対策の考えは。

答 町長 現在町内は警戒区域であり、原子力災害特別措置法と災害対策基本法に基づき立ち入りの制限を受けているため、適切な対策が困難な状況です。

現段階では、一時帰宅した際に個別での対応をお願いします。

避難が長期化する中で、害獣及び害虫の駆除対策について、早急に国と協議をします。

問 町民に駆除の注意喚起を。 **答 都市整備課長** 一時帰宅の際には、その旨を周知徹底します。

問 家屋の修繕、換気、除草のための短期立ち入りは。

答 町長 個人の一時帰宅と公益目的の一時立ち入りだけでは、財産の保護が図れないと考えます。財産保護等のため、放射線量の時間的減衰に合わせた「警戒区域への一時立ち入り実施計画」の再考を関係機関へ要望しています。

問 証明書のカード化を 答 被災証明は検討

問 原子力事故によって避難していることを証明する「被災証明書」や大震災によって建物が損壊したことを証明する「罹災証明書」をカード化しては。

答 町長 長期の避難生活が予想され、被災証明書を利用する機会が継続すると思われる。丈夫な紙等で携帯に便利な免許証サイズ程度のカード化を考えています。

実現に当たっては、いくつかの課題がありますので、十

分に検討し取りくみます。

なお、罹災証明書については、記載する項目が多いことや証明書として原本を提出する事務があることからカード化は困難です。

問 町民の健康が大切では 答 健康保持・増進に努める

問 保健・医療・介護・福祉の連携が重要では。

答 町長 包括支援センターや福祉係による相談受付、福祉サービスや介護サービス・医療の提供などを行っています。また、「心のケアセンター」と連携し、訪問・相談などを実施しています。なお、国・県に対しても、官民

が一体となった広域的なネットワーク

トワークの形成を強く要望し、被災町民の健康保持・増進に努めます。

問 拠点病院を指定し連携を図っては。

答 健康福祉課長 病院の指定は行っていませんが、保健師等の相談により、病院を紹介しています。



大玉村仮設診療所の受診状況

委員会活動報告

常任委員会

総務文教常任委員会は平成24年4月16日・6月4日、6月14日の3回開催、産業厚生常任委員会は4月17日・6月7日の2回開催し、「人事配置及び事務分掌」「平成24年度重点施策・事業」「事務事業の執行状況」「平成24年度補正予算(案)」などの所管事務の調査を行いました。

議会運営委員会

平成24年6月12日に開催し、6月定例会の日程及び提出が予定されている議案について審査しました。

議会報編集 特別委員会

平成24年6月21日、7月5日、12日、18日、25日と計5回開催し、とみおか議会だより第171号の編集を行いました。

富岡幼稚園・小中学校(三春校)を訪問

第3回目となる総務文教常任委員会を富岡町立小中学校三春校内で開催し、学校の教育状況等について調査を行いました。

小中学校に通っている全児童生徒は合わせて70名程度。少人数であるため教育指導には一長一短があるものの、「心のケア」と「健康管理」を重点的に取り組み、総合学習時間では「ふるさと富岡」を学習の題材にするなど、創意工夫して教育を行なっていることなどの説明を受けました。

避難先の仮設学校とはいえ、しっかりと学校施設の整備・管理を行ない、子ども達が公平公正な教育を受けられる環境に努め、より安心して勉学に取り組むことができるよう、早急に対応すべき事項については教育委

視察調査報告



員会と協議し、この学校が全国各地に避難している児童生徒とその保護者の心よりどころとなるよう、町教育委員会に提言しました。

ズームアップ!

福島第一原発(1F) 福島第二原発(2F) を現地調査

特集

東日本大震災及び原発事故から1年4ヶ月余りを経過した平成24年7月4日、1F及び2Fへ出向き地震や津波による被災状況等を調査するとともに、東京電力(株)より1Fの1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況と大震災以降の2Fの状況について説明を受けました。



福島第一原発の状況(左から1号機、2号機、3号機、4号機)

福島第一原子力 発電所の状況

至近1ヶ月の取り組みは、水処理後の水に含まれる放射性物質濃度をより一層低く管理する多核種除去設備の設置や発電所全体の放射線低減・汚染拡大防止にむけた遮水壁の設置、使用済燃料プールからの燃料取り出しに係る原子炉建屋上部のガレキ撤去など、約3000人もの方々が高放射線量区域内で事故収束作業に取り組んでいます。2号機格納容器内温度計の異常や漏水など課題も多く発生しています。



燃料が溶融したと想定される箇所を同型原子炉(2F)内で確認

福島第二原子力 発電所の状況

地震や津波によって原子炉除熱のためのポンプが使用不能となり、一時危険な状況にあった2Fも全号機において冷温停止を達成し、現在に至ります。至近の取り組みは、電源車の配備や防潮堤の設置など対策を講じており、原子炉の再稼働を意味する上での復旧ではなく、津波被害から修理・改修作業が徐々に進んでいる模様です。

東京電力への要求

現地調査及び状況説明を受けた後に開催した意見交換の場において、東京電力(株)に対し次の項目について強く要求しました。

- 原発事故の早期収束に取り組むこと
- 想定外の事象にも十分耐えられる建屋の健全性を追求すること
- 使用済燃料の早期取り出しを行なうこと
- 損傷した燃料の取り出しに関する技術開発に努めること
- 作業従者の徹底した健康管理を取り組むこと
- 暫定的な防潮堤や配管設備を完全なものにすること
- 反社会的な作業員は排除すること
- 東電関係社員も平等に賠償を行なうこと
- これ以上、原発敷地内から外へ放射性物質を出さないこと
- 積極的に津波や活断層について、自ら研究調査を行なうこと
- 万全を期す体制をとること

全員協議会

平成24年第3回富岡町議会臨時会(初議会)以降、全員協議会を5回開催し、災害対策本部業務の調査や国や東京電力に対する要望・要求などについて議論しました。ここでは、質疑が行われた内容のいくつかをご紹介します。



回数	開催年月日	付議された案件
第1回	平成24年4月13日	<ul style="list-style-type: none">● 中間貯蔵施設について● 廃棄物処理について
第2回	平成24年4月23日	<ul style="list-style-type: none">● 仮設養護老人ホーム建設について● 災害対策業務について
第3回	平成24年5月10日	<ul style="list-style-type: none">● 区域の見直しに係る懸案事項について
第4回	平成24年6月1日	<ul style="list-style-type: none">● 富岡町災害復興計画(第一次)素案について
第5回	平成24年6月12日	<ul style="list-style-type: none">● 6月定例会提出案件について

第1回
中間貯蔵施設及び
管理型処分場を
どうするのか

中間貯蔵施設や管理型処分場

とは、除染等に伴って大量に発生すると見込まれる除染土壌や廃棄物等を安全に集中管理・保管するための貯蔵施設で、放射性物質が高濃度（1キログラムあたり10万ベクレル超）は中間貯蔵施設へ、ある一定の濃度の場合（1キログラムあたり8千ベクレル超から10万ベクレル以下）は管理型処分場へ貯蔵されるものです。建設候補地として双葉町や大熊町、楡葉町に中間貯蔵施設を、管理型処分場を本町に選定した経過などの説明を高山智史環境大臣政務官より受けました。

問 『賠償を明確にすること』が全町民の意向であり、中間貯蔵施設などの議論はその後ではないか。

答 環境省 帰還に向けた選択肢を多くするために除染に関する作業について協議をしていますが、具体的に賠償額を明示していないため難航しています。除染と賠償について同時に進めるよう努力します。

問 染作業効率を考慮すると高線量地区に中間貯蔵施設を建設することが望ましいと考える。低線量地区を中間貯蔵施設建設候補地とした意図は。

答 環境省 除染に伴う土壌や廃棄物の貯蔵に必要な面積を確保することや効率的に搬入できる地域であることなどの要件に合致した地域として、双葉町、大熊町、楡葉町の3箇所を中間処理施設の候補地として考えています。うち、低線量地区である楡葉町を選定した意図は、中間貯蔵施設の建設に従事する者の健康管理や除染作業を迅速に実現させるための早期建設を考慮したものです。

問 国の責任において最終処分場の建設をすると言いが、どこの市町村も反対をしているのが現状である。最終処分場を設置する都道府県名と30年後には必ず中間貯蔵施設から最終処分場へ災害廃棄物を移行することを明文化し、国民に対してしっかりと説明すべきでは。

答 環境省 原子力行政に関する法律が不備であり、原子力発電所が稼動してからあ

まいのまま40年経過させたことは国に責任があります。法律に明記し、しっかりと説明を行ないます。

第2回
町災害対策業務の
執行状況は

町が行なっている災害対策業務に関する説明を受けました。

問 避難している全町民のために高速道路無料化の継続を要望しては。

答 一時帰宅班長 免許証及び被災証明書で無料化にできないよう国に要望しています。

答 町長 国が示した高速道路無料化は一部の町村に限定しているものです。双葉郡内町村民が使用する場合は全て無料化になるよう、国に問題提起しています。

問 帰還後、農作業に従事したい方が多くいる。放射線量測定値点を多くするとともに、田畑も測定しては。

答 生活環境班長 公共施設など主要かつ誰もが分かる地点を測定地点と定めて実施していますのでご理解ください。

問 効果が見えない除染作業の継続に疑問を持つ。効果のない除染をやめ賠償を早急に進めるよう要望してはどうか。

答 町長 自然減衰と除染による放射線減量効果を加えたロードマップを提示するよう国に求めています。未だ提示されていませんので、再度要望します。

第3回
区域の見直しに
対する町の姿勢は

福島第一原子力発電所の安全確保と原子力損害賠償の完全実施に向け、避難指示区域再編に関する要望について町より説明を受け、財物補償基準を帰還困難区域に準じた町内一律設定を最優先事項として政府に求める町の方針に町議会も同意しました。

問 避難区域再編は。

答 町長 航空機モニタリング結果を基に区域分けを行なう場合、住宅密集地内で区分されることから現段階の賠償基準では実質的に不可能です。町は町民間での不公平感が生じないよう、避難区域再編に関わらず、全町民が精神的損害賠償を帰宅

困難区域と同様な取り扱いを行なうよう要望します。

問 帰還を望まない方の財産を買い上げるような補償も掲げては。

答 町長 除染によって放射線量が低減し帰還した場合でもインフラ整備に少なくとも5年以上を要することから、全ての家屋が全損扱いにすべきであると考えます。

問 全町を帰宅困難区域とすべきでは。

答 町長 「帰町宣言」をしないう限り帰還はできませんので、警戒区域の解除を行なわないよう国に問題提起しています。未だ回答がありません。

問 『帰町宣言』は、放射線量が年間1ミリシーベルト以下になつてから行なうべきではないか。また、『今後5年間は帰還できない、帰還しない』と町民に周知すべきではないか。

答 町長 町民の生命財産を守る第一ですので、年間1ミリシーベルトを目標値として考えます。また、町の意向を住民にしっかりと説明します。

問 福島復興を継続して行なうよう法整備を要望しては。

答 町長 国が物事を強引に押し進めようとする姿勢や大震災が風化しつつあることが懸念されることから、震災直後から法整備を訴え、実現させました。

問 古い家屋でも価値があるものがある。家屋の評価方法は。

答 生活環境班長 国は家屋の価値についてまで踏み込んで算出していませんので、今後協議します。

問 居住権に対する賠償請求も視野にいれるべきでは。

答 生活環境班長 国は家財や立ち退き料、居住権など全て提示していませんので今後要望します。

問 現状を報告する住民説明会を開催しては。

答 町長 国が主体的に行なうことから国が同席した上での説明会を開催することが望ましく、決定していない段階での説明会は混乱をきたすと考えていますが、今後説明会の開催を前に検討します。

問 災害復興住宅の建設計画は。

答 町長 災害復興住宅へ入室を希望する方などを把握した上で着工するため、国は9月ごろを目安に意向調査を行なう準備をしています。土地の取得も含めて早急に実施するよう要望しています。

問 放射線量の低い近隣町村に災害復興住宅を建設しては。

答 町長 少しでも故郷の近くへ戻りたい方々の意向に沿うよう今後前向きに議論します。

第4回
より現実に即した
計画づくりを

町の復旧復興の指針となる第一次復興計画案について説明を受けました。復興計画期間を平成24年から平成32年度までの9年間とし、町民が安心して帰町することができるよう環境の整備等を行なう「復旧期（平成24～27年度の4年間）」と、安全・安心で新たな魅力を備えた富岡町の実現に向けた「復興期（平成28～32年度の5年間）」の2期に区分しています。

問 町北部地域は放射線量が非常に高く「帰宅困難区域」と指定されると思われる。町は、その地域を自然・再生可能エネルギー供給拠点形成地区と位置づける計画であるが、現実に即していないのでは。

答 企画課長 避難指示等の区域の見直しや除染計画などが国より具体的に示されていない中での計画ですので、国や事業者の対応を注視しつつ、着実かつ的確に復興に向けて施策事業が展開できるように必要に応じて見直しを行ないます。

問 「原発に頼らない新たな産業基盤の形成」とは何を示すのか。

答 町長 再生エネルギーや関連する研究施設を誘致し、原発に依存しない新たなエネルギー供給地として再生することを示します。また、原子力発電所を廃炉にするにも国際的技術が必要であることから企業が町に進出する可能性が十分にあります。

問 雇用の場とは言え、廃炉作業に若者を従事させることは反対であるが。

答 町長 健康に影響を与えない管理区域外での作業を雇用

の場として考えています。

問 学校整備を復旧期に明記する意図は。

答 企画課長補佐 復旧期に学校を再開することではなく、帰還できる状況になった際にすぐに再校できるように環境整備をする意味合いで明記しました。今後、意図がくみ取れないことも想定されることから、再度、策定委員会で協議します。

問 双葉郡内町村間で復興計画等を調整しているのか。

答 企画課長補佐 郡内町村における放射線量が異なること、更には、策定計画の進捗状況が異なるため、今のところ郡内町村間では調整していません。

問 町復興計画は「町が存在すること」が前提で成立する。双葉郡内町村を存続させるためにも郡内町村と足並みをそろえ取り組むべきではないか。

答 町長 「仮の町」については、国県の復興担当部局が担っています。関係する法の改正が伴うことから国の動向を注視します。

問 魅力ある教育とは具体的に何を示すのか。

答 町長 単独ではなく双葉郡内町村が一つとなり、既存の中高一貫教育に幼稚園と小学校が連携した教育を目指し、教育特区を創設することを示します。

問 JR常磐線の大幅な路線変更は実現できるか。

答 町長 JR東日本では具体的に路線変更計画を策定しているとは伺っています。また、国も重要路線として位置づけています。

～ 応急仮設住宅自治会と議員との懇談 ～

ふるさとにはいつ戻れるのか



町議会は、慣れない避難生活を余儀なくされている町民の皆様の意見を拝聴し、今後の議会活動に資するため、12箇所の富岡町応急仮設住宅自治会の皆様と懇談会を開催しました。ここでは、各自治会で寄せられた主な質問等をご紹介します。

開催年月日	懇談会を開催した仮設自治会名称
平成24年5月24日	●熊耳応急仮設住宅自治会(三春町) ●平沢応急仮設住宅自治会(三春町)
平成24年6月13日	●南一丁目応急仮設住宅自治会(郡山市) ●富田町若宮前応急仮設住宅自治会(郡山市)
平成24年6月15日	●安達太良応急仮設住宅自治会(大玉村) ●緑ヶ丘東七丁目応急仮設住宅自治会(郡山市)
平成24年6月25日	●好間町応急仮設住宅自治会(いわき市)
平成24年6月26日	●もみじ山応急仮設住宅自治会(三春町) ●沢石応急仮設住宅自治会(三春町)
平成24年6月27日	●柴原秋久保応急仮設住宅自治会(三春町) ●三春の里応急仮設住宅自治会(三春町)
平成24年6月30日	●泉玉露応急仮設住宅自治会(いわき市)

問 町には、いつ戻れるのですか。

答 国は、町内を放射線量によって「帰還困難区域」、「居住制限区域」、「解除準備区域」の3つに再編し、低線量地区から除染を始める計画です。また、財物賠償については「帰還困難区域を全損補償」、「居住制限区域と解除準備区域は目減り分の補償」としています。

議会及び町は、全町民が公平公正な賠償を受けられるよう一律賠償を求めており、賠償問題を解決しない限り、区域再編や除染作業等の協議は行ないません。

町に戻る時期は異なっても、「安心」「安全」に故郷に帰ることを念頭に議会活動を行いますので、ご理解ください。

問 管理型処理施設を町境に計画しているようですが。

答 国より中間貯蔵施設や管理型処理施設について説明を受けました

が、賠償問題が解決しない限り議論する余地はありませんので、今のところ白紙の状態です。

問 「仮の町」構想をどのように考えていますか。

答 町災害復興計画第一次素案の中で、「仮の町」構想を「富岡町サテライト計画」と位置づけし、町民が可能な限り集合し、生活できるような計画を掲げています。候補地としては、いわき市や郡山市、町内や近隣町村の低線量地区を選択しています。しかし、法整備や受入自治体との協議が必要ですので、現在、国県に要望活動をしています。

問 福島第二原発は本当に安全なのでしょうか。

答 津波により福島第二原発も被害を受けましたが、現在は修繕工事により安定しています。

次回の議会だより表紙写真を

大募集

議会報編集特別委員会ではとみおか議会だよりの表紙写真を募集します。

●採用の基準

- ピントが合っていること
- 写真のテーマが一目見てわかること
- 動きが感じられる写真であること

●撮影及び応募要件

- デジタルカメラで縦型の撮影であること
- 撮影したデータの容量が3MB以上であること
- 写真の説明が添付されていること
- 提供者は富岡町民であること（但し、個人に限る）
- 提供者の氏名を掲載することを了解すること
- 被写体が人物の場合、その方の了解を得ていること

●応募締切日

- 4月、7月、10月、1月のそれぞれ15日まで
- 選考は、議会報編集特別委員会で行ないます。表紙に耐えうるものでなければ採用せず、別に用意したものを使用します。また、著作権は町議会報編集特別委員会に帰属します。なお、応募された写真は返却しませんのでご了承ください。

●応募方法などについては、
議会事務局までお問い合わせ
ください。

電話 0120-33-6466



議会はここで開催！

郡山市立大槻公民館大槻分室を基本に、町議会定例会等を開催します。

是非、議会を傍聴してください。



会場までのアクセス



場 富岡町役場 郡山事務所 住 〒963-0201 郡山市大槻町字西ノ宮 48-5
☎ 024-951-1512
場 大槻公民館 大槻分室 住 〒963-0201 郡山市大槻町字中柵 31-1

お知らせ

議会情報が町ホームページで閲覧できます。
議会のごきや議会だよりを掲載していますので、アクセスをお願いいたします。

富岡町公式ホームページ〔災害版〕 <http://www.tomioka-town.jp/>

委員 山本育男
委員 安藤正純
委員 遠藤一善
委員 早川恒久
副委員長 宇佐神幸一
委員長 高野泰

議会報編集特別委員会

議長 宮本皓一
発行責任者

震災より二度目の夏が来て
町民の心はまだ冬のまま
早く笑顔が浮かべられる
春を迎えたい
みんなが願う復興の花は
富岡の里一面に咲き
きつと町民を迎えてくれる

議員一人ひとりが奮起し、
町民の皆様が幸せになれる
様に、ここをもつて議会
活動に努めます。

(宇佐神幸一)

編集後記

みんなの声
みなさまの声をお聞かせ下さい！

編集委員会では、議会に対する町民の声を議会だよりに掲載したいと考えております。議会傍聴時の感想等なんでも結構ですのでお声をお寄せ下さい。

この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。



富岡町公式HP
〔災害版〕

